

第 2 5 号議案

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成 1 8 年加東市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所

得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.90を乗じて算定する。

2 〔略〕

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万9,800円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 19,30

得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.19を乗じて算定する。

2 〔略〕

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万500円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 20,00

0円

(2) 特定世帯 9, 650円

(3) 特定継続世帯 14, 475円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.81を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万1, 800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7, 600円

(2) 特定世帯 3, 800円

(3) 特定継続世帯 5, 700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.64を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

0円

(2) 特定世帯 10, 000円

(3) 特定継続世帯 15, 000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.01を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万2, 500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8, 100円

(2) 特定世帯 4, 050円

(3) 特定継続世帯 6, 075円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.71を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下

この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について20,860円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,510円

(イ) 特定世帯 6,755円

(ウ) 特定継続世帯 10,133円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する

この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について21,350円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,000円

(イ) 特定世帯 7,000円

(ウ) 特定継続世帯 10,500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する

世帯主を除く。) 1人について8, 260円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 320円

(イ) 特定世帯 2, 660円

(ウ) 特定継続世帯 3, 990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について9, 660円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4, 690円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について14, 900円

世帯主を除く。) 1人について8, 750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 670円

(イ) 特定世帯 2, 835円

(ウ) 特定継続世帯 4, 253円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について9, 730円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4, 900円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について15, 250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9, 650円

(イ) 特定世帯 4, 825円

(ウ) 特定継続世帯 7, 238円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5, 900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 800円

(イ) 特定世帯 1, 900円

(ウ) 特定継続世帯 2, 850円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6, 900円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10, 000円

(イ) 特定世帯 5, 000円

(ウ) 特定継続世帯 7, 500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6, 250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 050円

(イ) 特定世帯 2, 025円

(ウ) 特定継続世帯 3, 038円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6, 950円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給

与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,860円
(イ) 特定世帯 1,930円
(ウ) 特定継続世帯 2,895円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,360円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,520円
(イ) 特定世帯 760円
(ウ) 特定継続世帯 1,140円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護

与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円
(イ) 特定世帯 2,000円
(ウ) 特定継続世帯 3,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,620円
(イ) 特定世帯 810円
(ウ) 特定継続世帯 1,215円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護

納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,760円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,340円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,470円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,450円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,900円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額

納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,780円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,400円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,575円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,625円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,250円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額

<p>の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,770</u> 円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,950</u> 円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,720</u> 円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,900円</u></p>	<p>の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,875</u> 円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,125</u> 円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,000</u> 円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,250円</u></p>
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の加東市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第25号議案 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国民健康保険事業の安定的な運営を目的とする保険税水準の統一に向けた兵庫県の取組を踏まえ、低所得世帯に配慮した上で、国民健康保険税を見直す必要があるため、税率等の改定について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 国民健康保険税の所得割、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めること。（第3条～第9条の2関係）

次の表のとおり改める。

（単位：円）

	基礎課税額分 (医療給付費分)		後期高齢者支援金 等課税額分		介護納付金 課税額分		合 計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額 の税率	6.90%	7.19%	2.81%	3.01%	2.64%	2.71%	12.35%	12.91%
被保険者 均等割額	29,800	30,500	11,800	12,500	13,800	13,900	55,400	56,900
世帯別 平等割額	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 19,300	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 20,000	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 7,600	特定世帯 及び特定 継続世帯 以外の世 帯 8,100	6,700	7,000	33,600	35,100
	特 定 世 帯 9,650	特 定 世 帯 10,000	特 定 世 帯 3,800	特 定 世 帯 4,050			20,150	21,050
	特定継続 世帯 14,475	特定継続 世帯 15,000	特定継続 世帯 5,700	特定継続 世帯 6,075			26,875	28,075

※特定世帯とは、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯のこと。

※特定継続世帯とは、特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯のこと。

(2) 低所得者層の被保険者均等割額及び世帯別平等割額から減額する額を改めること。

(第23条関係)

次の表のとおり改める。

(単位：円)

		減額する額						
		基礎課税額分 (医療給付費分)		後期高齢者支援金等 課税額分		介護納付金課税額分		
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
7 割 軽減	被保険者 均等割額	20,860	21,350	8,260	8,750	9,660	9,730	
	世帯別 平等割額	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	13,510	14,000	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	5,670	4,690	4,900
		特定世帯	6,755	7,000	特定世帯	2,835		
		特定継続世 帯	10,133	10,500	特定継続世 帯	4,253		
5 割 軽減	被保険者 均等割額	14,900	15,250	5,900	6,250	6,900	6,950	
	世帯別 平等割額	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	9,650	10,000	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	4,050	3,350	3,500
		特定世帯	4,825	5,000	特定世帯	2,025		
		特定継続世 帯	7,238	7,500	特定継続世 帯	3,038		
2 割 軽減	被保険者 均等割額	5,960	6,100	2,360	2,500	2,760	2,780	
	世帯別 平等割額	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	3,860	4,000	特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯	1,620	1,340	1,400
		特定世帯	1,930	2,000	特定世帯	810		
		特定継続世 帯	2,895	3,000	特定継続世 帯	1,215		

- (3) 未就学児に対する被保険者均等割の減額する額を改めること。(第23条関係)
次の表のとおり改める。

(単位：円)

	減額する額			
	基礎課税額分(医療給付費分)		後期高齢者支援金等課税額分	
	改正前	改正後	改正前	改正後
軽減なし	14,900	15,250	5,900	6,250
7割軽減	4,470	4,575	1,770	1,875
5割軽減	7,450	7,625	2,950	3,125
2割軽減	11,920	12,200	4,720	5,000

3 国民健康保険財政への影響

税率改正による国民健康保険税額の増額見込 約27,439千円

4 施行期日 令和6年4月1日

令和 6 年度における国民健康保険税率の改正の概要

1 税率改正に対する市の考え方

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤を成す制度として市民の健康の保持増進に重要な役割を果たしていますが、被用者保険と比べ、①年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い、②低所得の加入者が多く所得に占める保険料負担が重いといった構造的な課題を抱えています。

こうした課題に対し、国民健康保険の運営基盤を強化するため、平成 30 年度から国による財政支援の拡充と県への財政運営の移管を主な内容とする現行制度が施行しました。

県が財政運営の責任主体となり、県全体で必要な医療費を県全体で賄う市町間の支え合いの仕組みのもと、歳出の保険給付費に当たる医療費等は、県交付金として市に交付され、また、市は、県が算定した国民健康保険事業費納付金（保険税負担）を、県に納めるという制度に改正されました。

県は、県全体の保険給付費等の見込みに対して、市町の所得水準等に応じて国民健康保険事業費納付金額を算出し、これをもとに、毎年度各市町へ標準保険料率を提示しています。この標準保険料率については、令和 9 年度に県内での保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）を目指していますが、一部の市町においては移行期間を設けるため、県内市町の保険料率の完全統一時期は原則令和 12 年度としています。

市では、保険料水準の統一に向け、被保険者の保険税負担増に配慮しながら、段階的に保険税率を調整し、令和 3 年度以降、県が提示する標準保険料率に合わせる形で保険税率の改正を行っています。令和 6 年度においても、国民健康保険事業費納付金等の所要額に対応するため、県が提示する標準保険料率に市の保険税率を改正します。

県が提示する令和 6 年度の標準保険料率は、次のとおりです。

令和 6 年度の標準保険料率

(単位:円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	合計
所得割の税率	7.19%	3.01%	2.71%	12.91%
被保険者均等割額	30,500	12,500	13,900	56,900
世帯別平等割額	20,000	8,100	7,000	35,100

※被保険者均等割額及び世帯別平等割額については、標準保険料率の 100 円未満を切捨て

2 令和6年度の標準保険料率と本市の現行保険税率との比較

(単位：円)

		県が示す標準 保険料率①	令和5年度 保険税率②	差(①-②)
基礎課税額分 (医療給付費分)	所得割	7.19%	6.90%	0.29%
	均等割	30,500	29,800	700
	平等割	20,000	19,300	700
後期高齢者支援金 等課税額分	所得割	3.01%	2.81%	0.20%
	均等割	12,500	11,800	700
	平等割	8,100	7,600	500
介護納付金 課税額分	所得割	2.71%	2.64%	0.07%
	均等割	13,900	13,800	100
	平等割	7,000	6,700	300
合 計	所得割	12.91%	12.35%	0.56%
	均等割	56,900	55,400	1,500
	平等割	35,100	33,600	1,500

3 令和6年度運営事業費

(単位：千円)

国民健康保険事業費納付金	1,025,000
国民健康保険運営事業費に必要な金額	2,883,257
歳出合計(A)	3,908,257

4 令和6年度収入見込額

(単位：千円)

現年保険税以外の収入見込額	3,202,422
現年保険税収入見込額	690,000
歳入合計(B)	3,892,422

(B) - (A) 保険税の過不足 △15,835,000円

5 令和6年度の保険税率について

上記より標準保険料率で試算した結果、令和6年度の保険税収が、15,835千円不足するが、令和5年度末加東市国民健康保険財政調整基金の残高見込みが、51,033千円で基金残高の範囲内で補てんが可能であり、令和6年度も引き続き、基金を活用

しつつ、県が示す標準保険料率に改正することが適切であると考え、県が示す標準保険料率に改正します。

基金の状況

(単位：千円)

令和5年6月末 現在基金保有額	令和6年度当初 基金保有予定額	令和6年度 基金取崩見込額	令和6年度末 基金残高
80,317	51,033	15,835	35,198

6 被保険者への影響額

調定額による1人当たり平均額(試算)

(単位：円)

	基礎課税額分 (医療給付費分)	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	合計
標準保険料率①	73,143	30,021	31,995	135,159
現行保険税率②	70,852	28,129	31,385	130,366
差(①-②)	2,291	1,892	610	4,793

世帯所得、構成によるシミュレーション

① 給与所得者が1人の場合

(単位：円)

所得	被保険者数	軽減項目	現行	改正後	差額
0円	1人 (介護1人)	7割軽減	26,600	27,400	800
100万円		軽減なし	159,300	165,400	6,100
200万円		軽減なし	282,800	294,500	11,700
400万円		軽減なし	529,800	552,700	22,900
0円	2人 (介護2人)	7割軽減	43,100	44,600	1,500
100万円		5割軽減	142,400	147,900	5,500
200万円		軽減なし	338,200	351,400	13,200
400万円		軽減なし	585,200	609,600	24,400
0円	4人 (介護2人)	7割軽減	68,100	70,400	2,300
100万円		5割軽減	184,000	190,900	6,900
200万円		2割軽減	375,800	390,400	14,600
400万円		軽減なし	668,400	695,600	27,200

※ () は介護分該当者

②年金所得者が1人の場合

(単位：円)

所得	被保険者数	軽減項目	現行	改正後	差額
0円	1人 (介護なし)	7割軽減	20,500	21,200	700
100万円		2割軽減	110,100	114,900	4,800
200万円		軽減なし	220,900	231,100	10,200
0円	2人 (介護なし)	7割軽減	32,900	34,200	1,300
100万円		5割軽減	110,300	115,100	4,800
200万円		軽減なし	262,500	274,100	11,600
0円	2人 (介護1人)	7割軽減	39,000	40,400	1,400
100万円		5割軽減	120,500	125,500	5,000
200万円		軽減なし	283,000	295,000	12,000

※ () は介護分該当者

7 参考資料

北播各市国民健康保険税率の状況 (令和5年度)

		加東市	西脇市	三木市	小野市	加西市
基礎課税額分 (医療給付費分)	所得割	6.90	6.79	7.20	7.80	7.00
	均等割	29,800	29,400	31,000	29,000	27,000
	平等割	19,300	19,100	20,000	24,000	18,500
後期高齢者支援 金等課税額分	所得割	2.81	2.81	2.90	2.80	2.80
	均等割	11,800	11,900	12,000	10,500	9,000
	平等割	7,600	7,700	8,000	8,000	8,000
介護納付金 課税額分	所得割	2.64	2.64	2.70	2.60	2.70
	均等割	13,800	13,900	14,000	12,000	10,000
	平等割	6,700	6,800	7,000	6,500	7,000
合 計	所得割	12.35	12.24	12.80	13.20	12.50
	均等割	55,400	55,200	57,000	51,500	46,000
	平等割	33,600	33,600	35,000	38,500	33,500